

第928回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年3月17日(火)午後5時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長,
中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 鈴木副参事兼高校教育課長補佐,
目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長,
天野文化財課長 外

5 開 会 午後5時30分

6 第927回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第928回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 伊藤委員及び齋藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 職員の人事について

伊東教育長 7 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者: 千葉教育次長)

「新型コロナウイルス感染症への対応について」御説明申し上げます。資料は, 1ページから2ページである。

はじめに, 資料1ページを御覧願いたい。まず, 公立学校の対応であるが, 「1 県立学校の臨時休業」については, 文部科学省からの要請や, 本県での患者の発生を受けて, 学校保健安全法第20条の規定に基づき, 高等学校, 中学校は3月2日から3月24日まで, 特別支援学校は3月2日から4日までの間に, 順次, 臨時休業に入り, 期間は3月24日までとした。

「2 市町村立学校の臨時休業」については, ほとんどの市町村で3月2日から臨時休業に入っている。

「3 県立高校の入試(入学者選抜)」については, 3月4日に予定通り実施した。感染した生徒がいた場合に備え, 追試等を設定していたが, 当該感染症を理由とした欠席はなかった。

「4 県立学校の卒業式」については, 県立高校71校中61校が, 特別支援学校では全19校が, 在校生の不参加, 式典時間の短縮等の縮小・簡素化の措置をとった。

「5 臨時休業期間中における市町村教育委員会の対応」については, 市町村立の小中学校で児童生徒を受け入れているのは14市町となっている。これ以外にも, 多くの市町において, 放課後児童クラブを午前

から開所することにより対応している。また、放課後児童クラブへの教員派遣については2市町で実施している。

「6 その他」として、県教育委員会ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する対応を一括して掲載し、情報発信に努めている。

次に、資料2ページを御覧願いたい。県社会教育施設・県有体育施設の対応状況については、各県立自然の家では2月29日以降、教育事業や団体受入を停止している。また、図書館、美術館等の各施設では、利用者が滞留するエリアやサービスについて利用休止としているが、図書館での図書の貸出しや美術館、博物館での展示は通常どおり行っている。引き続き対策に取り組み、児童・生徒の安全・安心の確保のために万全を期していく。

なお、臨時休業期間中の児童生徒の状況の把握や、新年度を迎えるための体制づくりについて、十分な措置が図られるよう、本日付けで県立学校及び市町村教育委員会へ通知したので併せてお知らせする。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

新型コロナウイルス感染症に関して、様々な方面からの問い合わせへの対応や様々な対策に当たり、大変な御苦労があったと思う。県立学校や市町村立学校等の休業について、学校現場から困っていることなどの相談はあったのか。また、相談があった場合はどのような内容であったか伺いたい。

義 務 教 育 課 長

市町村立学校については、想定していたほどの混乱は発生していないようである。市町村のいわゆる学童保育と連携したり、家庭訪問や電話及びメール等により家庭と連絡を取ったりしながら、子供たちの状況把握に努めている。また、3月4日以降に解放した学校については、想定したよりも少なかったが最近では校庭を開放して子供たちを遊ばせる取組も始まっており、新型コロナウイルスへの感染対策を図りながら対応している状況である。

高 校 教 育 課

県立高校については、特に混乱は発生していないと認識している。各学校においては、例えば、有料の学習支援システムを利用してネット学習を行ったり、事前に学習課題を配布したりして対応しているようである。

特 別 支 援 教 育 課

特別支援学校については、臨時休業の措置を取ったものの、家庭において子供の預け先がない場合の対応として、学校での受け入れを継続しており、その人数は全児童生徒の1割から2割程度である。このような対応を取っていることもあり、大きな混乱は発生していないが、学校からは先行きが見えないことへの不安の声が上がっているようである。

千 木 良 委 員

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については急な出来事であり、個人的にあまり情報を得ていない状況の中で、私が教育委員会委員として活動を行っていることを知っている方から、県教育委員会の対応等について質問されたことがあった。感染拡大防止に向けた対応に当たっては、教育関係に限らず、様々な分野の方々が御苦労されたと思う。

個人的に把握している現場の状況としては、春休み期間中に歯科医院への通院を予約していた子供たちについて、学校が臨時休業になったことにより、その時期を休業期間中に変更して通院するケースが増えたように感じる。そうした子供たちに対して、臨時休業中に何をしているか質問したところ、ゲームで遊んだり、テレビやYouTubeをの視聴したりするなどの回答が多く、勉強をしていると回答した子供は1人だけであった。臨時休業による混乱は、それほど発生していないように感じており、また、歯科医院のスタッフの中には、幼稚園、小学校、中学校及び高校生の子供を持つ方もいることから、子供の面倒を見ることが困難な場合は、歯科医院に連れてきてよいと指示したところ、そのような対応を取るようなスタッフもいなかった。その一方で、歯科医院の待合室で待っている子供の保護者は、子供の世話で疲れている様子が見受けられた。日

常生活からリズムが狂うことが一番の問題のようである。診察時した子供たちの様子からは、遅寝や遅起き、歯磨きをしていないことが確認された。そのような状況でも保護者は普段のように出勤するため、日常のリズムを保つようにマネジメントするのが大変であったと伺っている。特別支援学校においては、家庭で面倒を見られない子供を受け入れていただいたことから、ある保護者からは、そうした対応に対する感謝の言葉を聞いている。

千葉教育次長 直近の情報として新聞報道もされている内容ではあるが、今週末の3月19日に小学校の卒業式を予定している市町があり、また、来週の24日には修了式を迎えることから、臨時休業のまま今年度の学習課程が急に終わることを避けるため、県内の市町では今週末から臨時休業を解除したり、修了式前に登校日を設定したりするなどの対応をしているところもある。こうした対応は、これから春休みを迎えるに当たり、春休みの過ごし方の注意事項や課題を確認する目的もある。保護者の戸惑いについては、今回の県議会においても議員から指摘を受けたところである。

伊東教育長 ただ今の教育次長の説明にもあったとおり、本日付けの文書により、市町村教育委員会に対して、子供たちの様子の把握や、一人一人に寄り添った対応を取るよう依頼したところである。

10 専決処分報告

第371回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

（説明者：千葉教育次長）

「第371回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから5ページである。

はじめに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、資料2ページ及び3ページのとおりに、2月10日及び3月13日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

なお、2月10日付けの照会は、予算議案のうち6号補正予算に関するもの及び予算外議案に関するものであり、3月13日付けの照会は予算議案のうち7号補正予算に関するものである。

資料4ページを御覧願いたい。この資料は、「第371回宮城県議会提出予算議案の概要」として、6号補正予算及び7号補正予算の内容を合わせて記載したものとなる。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、6号補正予算として、39億1,692万円を減額、7号補正予算として国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴う経費200万円を増額計上しようとするものである。

次に、「2 主な補正内容」であるが、まず、6号補正予算について、増額補正として、自治宝くじの収益金による東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催自治体に対する支援分及び県有体育施設の長寿化対策に要する経費等をスポーツ振興基金に積み増しするため、9億4,529万4千円を増額計上している。また、減額補正として、県立学校等の校舎改築に係る契約実績に基づく減額のほか、事業内容の見直しや経費の縮減等により、各種事務事業経費を減額するものである。次に、第7号補正予算として、県立学校の新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業期間中の学校給食費について、保護者への返還に要する経費等である。

次に、「3 債務負担行為の変更」であるが、第6号補正予算として既に議決を受けている松島自然の家本館等災害復旧工事や公共施設管理運営業務委託等について、債務負担行為の限度額を変更するものである。

次に、「4 繰越事業」であるが、第6号補正予算については、高等学校及び特別支援学校の校舎改築事業等について、総額57億9,340万円を計上している。繰越の主な要因は、関係機関等との調整に日数を要したことなどである。また、第7号補正予算については、先ほど御説明した学校給食費の返還に要する経費等を全額繰り越しするものである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。予算外議案のうち、条例外議案であるが、議第96号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和元年東日本台風により、角田高等学校の敷地の法面が崩落し、流

出した土砂が相手方所有の家屋等を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定について議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対して、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月10日及び3月13日付けでそれぞれ専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

11 閉 会 午後6時16分

令和2年4月16日

署名委員

署名委員